

平成27年11月10日

第2回総合教育会議
議事録

文京区

第2回総合教育会議議事録

日時：平成27年11月10日（火）午後1時30分

場所：教育委員会室

「出席」

文京区長	成澤廣修
文京区教育委員会	
教育長	南新平
教育長職務代理者	清水俊明
委員	田嶋幸三
委員	坪井節子
委員	羽入佐和子

「説明のために出席した区職員」

企画政策部長	佐藤正子(事務局)
企画課長	竹越淳(事務局)
教育推進部長	久住智治
庶務課長	加藤裕一

平成27年度 第2回総合教育会議次第

日時：平成27年11月10日（木）午後1時30分

場所：教育委員会室

1. 開会

2. 議題

(1) 「文京区教育大綱（案）」について

(2) その他

3. 閉会

1. 開会

○成澤区長 ただいまから平成 27 年度第 2 回総合教育会議を開会いたします。ご協力をお願い申し上げます。

(13:30)

2. 議題

(1)「文京区教育大綱（案）」について

○成澤区長 初めに、議題の(1)「『文京区教育大綱（案）』について」でございます。お手元の次第に沿って進めてまいります。

事務局からご説明をいたします。

○企画政策部長 それでは、事務局から説明させていただきます。

本日、資料第 1 号、第 2 号ということをご用意しておりますので、まず、資料第 1 号をご覧ください。

こちらが、文京区教育大綱（案）ということで、前回の協議を踏まえまして、案を作成いたしました。この記載事項についての説明を資料第 2 号にまとめておりますので、恐縮ですが、先に資料第 2 号をご覧くださいでしょうか。

資料第 2 号の 1 で、改めて大綱についての説明をさせていただきます。大綱は、この総合教育会議において、区長及び教育委員会が協議・調整をした上で区長が定めるものです。前回ご協議いただきましたように、本区におきましては、26 年 3 月に教育委員会が策定した文京区教育振興基本計画を基本として大綱を策定いたします。なお、この大綱の対象期間は、振興基本計画と同じく平成 30 年度までとします。こちらが前提となります。

それでは、ここで、資料第 1 号、大綱（案）をご覧くださいと思います。前文におきまして、文の京（ふのみやこ）である本区のこれまでの取り組み、教育施策の展開に触れた上で、「『文京区教育大綱』においては『文京区教育振興基本計画』に掲げる視点に、幼児期における教育・保育の充実、いじめ問題への対応、放課後の安全・安心な居場所づくりなどの取組を加えることで、教育委員会との密接な連携のもと、「文の京」の教育を一層充実させていきます。」と記載しております。

以下、四角で囲みました●の文章、これが、教育振興基本計画に掲げられた視点の文言になります。それぞれに続くその下の文章は、教育振興基本計画の視点に基づく取り組み方針として書かれ

た文章をそのまま引用しております。その上で、区の関連計画からの取り組みを加えております。その加えた記載について、下線を引いて※をつけてございます。

ここからは、資料第2号を見ながら説明させていただきます。特に下線部分に関連する計画等について説明させていただければと思います。

まず最初の視点、「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」。こちらにつきましては、下線部分として※1になります。お茶の水女子大学こども園の開設、区立幼稚園の認定こども園化といった記載を加えてございますけれども、これは、資料第2号の2「大綱への記載事項」の(1)になります。本年3月に策定いたしました『子育て支援計画』に掲げた事業ということで、それぞれ、お茶の水女子大学認定こども園（仮称）の開設、区立幼稚園の認定こども園化が、子育て支援計画86ページに記載されておりますけれども、そこを抜粋いたしまして、この部分に書き加えました。「特に幼児期にあつては、従来の幼稚園や保育園における教育・保育の実施に加え、文京区立お茶の水女子大学こども園の開設、区立幼稚園の認定こども園化など多様な取組を進め、質の高い幼児教育・保育を提供します。」、この部分を加えてございます。

次の下線部分、※2に当たります。「いじめの問題は」で始まる文章です。資料第2号裏面をご覧ください。一番下の(2)をご覧くださいければと思います。この部分の記載については、26年10月から施行されております『文京区いじめ防止対策推進基本方針』から引用したものととなります。

「いじめの問題は、児童・生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上で極めて重要な問題であり、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、その早期発見と早期対応に努めるとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。」、この部分の記載を加えてございます。

次の●の視点、「地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」、こちらにつきましては、※3の文章を加えてございます。こちらは、真ん中をご覧くださいますと、放課後全児童向け事業ということで、子育て支援計画の事業の記載を引用したものでございます。

読み上げさせていただきます。「また、区立小学校の施設等を有効活用し、保護者及び地域の大人をはじめとする事業体制を整え、子どもが安心して活動（遊びや学び）できる小学生を対象とした放課後の居場所を提供します。」、こちらを、文京区教育振興基本計画に掲げる視点、その取り組み方針の文章に加えさせていただきますと、文京区教育大綱の案とさせていただきます。

大綱（案）についての説明は以上です。

○成澤区長 大綱（案）については、以上でございます。

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。

○清水委員 対象期間のことについてご説明いただいたと思います。まず、文京区教育振興基本計画が30年までということで、文京区教育大綱も30年までということです。一方、子育て支援計画は31年まで。文京区いじめ防止対策推進基本方針は対象期間は特に決まってない、この辺のところをもう一度よく説明していただければと思います。

○企画政策部長 大綱については、教育振興基本計画を基本とするということで、今回は教育振興基本計画と同様の平成30年度までという形にさせていただきました。その中に教育委員会と密接な連携のもとに取り組む事業を加えていこうということで、既存の計画で示されたものを取り入れておりますけれども、いずれも、31年度までの計画と、特に計画期間を定めていない方針から取り上げておりますので、30年度までの大綱の中に盛り込むにはふさわしいかと考えてございます。

○坪井委員 区立お茶の水女子大学認定こども園、今まで私は余り聞いたことがない種類の連携だと思います。お茶の水女子大学と文京区との間ではどのような形の契約でなされるのか。

それから、お茶の水女子大学が認定こども園を特にキャンパス内で開設するということには、どのような子どもたちの保育・教育上のメリットがあるかと判断になっていらっしゃるのかを伺わせていただきたいと思います。

○企画政策部長 幼児の保育・教育を一貫して行うこども園の開設を考えたときに、当然お茶の水女子大学さんも、その知見を生かしてこども園の開設に尽力したいということがございました。お話し合いをしていく中で、国立大学法人ということで自分のところで開設することができないということがあり、区としては認定こども園というものを、これからの貴重なスキームとして考えておりましたので、ご相談をして、区立の認定こども園を開設する、その運営を担っていただくというところで、大学の知見を十分に反映させていただきながら、文京区全体の幼児教育・保育につなげていこうという発想になったものです。

国立大学法人は認定こども園を開設できないという決めがありましたので、その中でどういう形であれば区と連携できるかということ協議して、これまで詰めてきたという事情がございます。ですから、あくまで区立の認定こども園ということになります。

○坪井委員 例えば職員の採用とか保育のカリキュラムとかいうものは、お茶の水女子大学の教育部が監督するとか、そういうことになるんですか。

○企画政策部長 お茶の水女子大学さんが、そこは担っていただくということになります。私どもは必要な経費については当然負担をさせていただきます。認定こども園の先生であったり、カリキュラムであったりというところは、お茶の水女子大学さんの今までの知見を十分に活用していただ

くということです。

○坪井委員 そうすると、お茶の水女子大学の附属ではないのでしょうか？

○企画政策部長 附属ではないです。

○成澤区長 もともと、附属として法律上設置ができない。国立大学法人は認定こども園の設置ができない。公設民営という考え方がありますけれども、民間の株式会社等ではなくて、国立大学法人が運営を区から請け負っている。今回のスキームとしては、土地はお茶の水女子大学さんにご提供いただいて、上物については区が整備をする。公定価格に基づいた運営費をお支払いして、職員についてはお茶の水女子大学の職員として採用していただき、カリキュラムの組み立てについては、これまでの附属幼稚園や事業所内保育としていずみナーサリーという保育園を大学で運営されていますし、その中に当然幼児教育の専門家の先生方が、実際の現場とはまた別にいらっしゃって、そこをご指導をいただきながら新たなカリキュラムをつくっていただき、それを将来の区の認定こども園にフィードバックさせていただくスキームになっております。

よろしゅうございますか。それでは、この案について、特に文案等の修正が必要というご意見ではないように認識をいたしました。当初、第1回の総合教育会議で、もう1回開催をして3回でまとめたいということでお諮りをしていますが、特段、私どもとしては急いではおりませんので、もう一度開催しても構いませんが、文案等もう一度吟味の上、ご意見をいただく機会が必要か、それとも、この内容で、今日ここで決めてもいいよということであれば、次の会議を開かずに本日、教育大綱としてまとめたいと思いますが、いかがでございましょう。よろしいですか。

(異議なし)

○成澤区長 それでは、文案についてもご了承いただいたということで、本日お示しの「文京区教育大綱(案)」を「文京区教育大綱」とさせていただきます。今後とも引き続き教育委員会と連携をとり、文の京の教育を一層充実させてまいりたいと存じますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

(2) その他

○成澤区長 それでは、議題(2)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

○企画政策部長 ただいまご了承いただきましたので、本日の27年11月10日という日付を入れさせていただきます。先ほどご説明した下線部分は消させていただきます。それで「大綱」という形にしたいと思います。どうもありがとうございました。

○成澤区長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

3. 閉会

○成澤区長 それでは、これもちまして平成 27 年度第 2 回総合教育会議を終了といたします。ご協力ありがとうございました。

(13:45)